## ○熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程

(昭和 32 年 12 月 3 日告示第 671 号)

[沿革] 昭和 35 年 8 月 11 日告示第 489 号改正 平成 5 年 4 月 5 日 告示第 320 号改正

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程を次のように定める。

熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則 第51号。以下「規則」という。)第11条の規定に基き、県有林立木等売払代金の延納に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(延納の手続)

- 第2条 延納の特約をしようとする者は、落札の通知を受けた日から5日以内に延納願(別記第 1号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 延納の特約をした者(規則第4条第1項但書の規定により延納担保の提供を免除された者を除く。)は、指定期限までに延納担保及び延納担保提供書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(延納担保の提供期限)

第3条 指定期限は、落札の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(延納担保の提供免除)

- 第4条 規則第4条第1項但書の規定により延納担保の提供を免除することができる者は、左の 各号に掲げる者とする。
  - (1) 地方公共団体
  - (2) 法令による公団

(延納担保の受理)

第5条 県は、延納担保の提供があったときは、延納担保受領証(別記第3号様式)を交付する ものとする。

(代金一部納入)

第6条 県は、買受人が買受代金の一部を延納期間内に納付したときは、その金額に相当する延納担保を還付することができる。

(代金完納の場合)

第7条 県は、買受人が買受代金(延納利息及び違約金を含む。)を完納したときは、買受人から 延納担保受領証を返還させ、延納担保を買受人に返還するものとする。

附即

この規程は、平成5年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年9月22日から施行する。